

田原市障害者計画の概要（パブコメ用）

田原市障害者計画とは

この計画は、障害のある人もない人もいきいきと輝き、お互いのかかわりの中で活力を身につける共生のまちづくりを進めるため、障害者基本法に定められた「障害者計画」と障害者自立支援法に定められた「障害福祉計画」を一体的に策定するものです。

1. 計画期間

平成 24 年度～平成 26 年度とし、平成 26 年度中に再度見直しを行います。

2. 基本理念

障害の有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現

3. 施策の方向性と目標

（1）助け合い支え合いのしくみ

●田原市障害者自立支援協議会に関する取り組み

- ・一人ひとりが抱える生きづらさを、個人の問題ではなく地域の問題として考え、「ともに生きる」ことができるまちをつくるため、障害者自立支援協議会を運営します。
- ・障害者総合相談センターの機能を強化します。

●障害者に対する合理的な配慮に関する取り組み

- ・障害のある人に必要な配慮について理解を広め、平等な社会参加の機会を提供します。
- ・教育や労働の場面において、「ともに学ぶ」、「ともに働く」機会を提供します。

●人材育成や地域活動の活性化に関する取り組み

- ・福祉について学べる機会を充実し、数十年先も見すえた人材育成活動を推進します。
- ・ボランティアセンター等と連携し、ボランティア活動や市民活動にスムーズに参加できるよう基盤を強化します。
- ・田原福祉専門学校において、専門的な支援の担い手を養成します。

（2）利用しやすい福祉サービスの推進

●福祉サービスの充実

- ・障害のある人が、地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉サービスを整備します。
- ・障害のある人が、一般企業等でも就労できるよう、体制を整備します。

☆地域生活移行等に向けた取り組み

- ・施設での生活から、地域での生活に移行しても安心して暮らせるよう、数値目標を設定し、サービス基盤を整備します。
- ・福祉施設利用者が一般企業等で就労できるよう数値目標を設定し、体制を整備します。

☆障害福祉サービスの充実

- ・障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、ヘルパーなどの「訪問系サービス」、通って利用する「日中活動系サービス」、ケアホームなどの「居住系サービス」など、障害者自立支援法に定められたサービスの利用量を推計し、基盤を整備します。

☆地域生活支援事業の充実

- ・地域の特性や利用者の状況に合わせ、柔軟に対応できるよう、コミュニケーション支援事業や地域活動支援センター、移動支援事業、日中一時支援事業などのサービスを提供するため、基盤を整備します。

☆障害者自立支援法以外のサービスの充実

- ・障害者自立支援法に定められたサービスだけでなく、市独自のサービス等を充実させ、障害のある人の日常生活を支援します。

●情報提供の充実

- ・情報提供のネットワークを活用し、分かりやすい手段、表現で情報を提供します。
- ・地域活動を通じての情報提供体制を整備します。
- ・専門的な情報をわかりやすく提供するため、相談体制を強化します。

●権利擁護の充実

- ・田原市成年後見センター等との連携を強化し、障害のある人の権利を護ります。
- ・虐待が起こらない体制を整備するため、障害者虐待防止センターを設置します。

（3）人にやさしいまちづくり

●バリアフリーの推進

- ・平等な社会参加の機会を提供するため、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に沿った設計を推進します。

●思いやりのあふれるまちづくりの推進

- ・差別・偏見をなくすため、障害についての正しい理解に向け周知啓発を推進します。
- ・災害時に支援を必要とする人が把握されるよう連携を強め、情報共有に努めます。
- ・社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、人にやさしいまちづくりに対する正しい理解について普及啓発を行います。